

説明会・公聴会の開催について（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、新潟都市計画の変更の素案について、次のとおり説明会・公聴会を開催する。

令和5年10月3日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 素案の概要

- ・新潟都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の一部（区域区分の方針）の変更。
- ・新潟都市計画区域区分（別紙「新潟都市計画区域区分の変更（新潟県決定）」）の変更。

2 説明会

(1) 説明会の日時

- ①新潟会場 令和5年10月10日（火）午後7時から
- ②新発田会場 令和5年10月11日（水）午後7時から

(2) 説明会の開催場所

- ①新潟会場 クロスバルにいがた 映像ホール（新潟市中央区礎町通3ノ町2086番地）
- ②新発田会場 新発田市生涯学習センター 講堂（新発田市中央町5丁目8番47号）

3 公聴会

(1) 公聴会の日時

令和5年11月6日（月）午後1時30分から

(2) 公聴会の開催場所

新潟県庁 西回廊大会議室（新潟市中央区新光町4番地1）

(3) 素案の縦覧

下記①から⑥において、令和5年10月3日（火）から10月17日（火）まで縦覧に供する。

- ①新潟県新潟地域振興局地域整備部
- ②新潟県新潟地域振興局新津地域整備部
- ③新潟県新発田地域振興局地域整備部
- ④新潟市役所（ふるまち庁舎）都市政策部都市計画課
- ⑤新発田市役所（地域整備庁舎）地域整備課
- ⑥聖籠町役場ふるさと整備課

(4) 公聴会に出席して意見を述べることができる者

新潟市、新発田市、聖籠町の住民及び利害関係人

(5) 公述申出の方法

変更の素案について意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事、新潟市長、新発田市長及び聖籠町長宛の書面を公述申出先へ提出することにより申出を行う。

(6) 公述申出期限

令和5年10月17日（火）（当日消印有効）

(7) 公述申出先

- ① 新潟市東区竹尾2丁目2番80号（〒950-8716）
新潟県新潟地域振興局地域整備部
電話 025-273-3187
- ② 新潟市秋葉区新津4524-1（〒956-8625）
新潟県新潟地域振興局新津地域整備部
電話 0250-24-9674
- ③ 新発田市豊町3丁目3番2号（〒957-8511）
新潟県新発田地域振興局地域整備部
電話 0254-26-9554
- ④ 新潟市中央区古町7番町1010番地古町ルフル5階（〒951-8554）
新潟市役所（ふるまち庁舎）都市政策部都市計画課
電話 025-226-2679

- ⑤ 新発田市中央町5丁目2番13号（〒957-0053）
新発田市役所（地域整備庁舎）地域整備課
電話 0254-26-3556
- ⑥ 北蒲原郡聖籠町諏訪山1635-4（〒957-0192）
聖籠町役場ふるさと整備課
電話 0254-27-1961

(8) 公述人の決定

公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。なお、公述申出が多数の場合は、意見の要旨を同じくする者の中からそれぞれ抽選を行い、公述人（最大10名）を決定する。

(9) 費用負担

公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。

(10) 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室すること。

なお、会場への入室は、午後1時00分から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の40名になり次第終了する。

(11) 公聴会の中止

公述の申出が無い場合は、公聴会を開催しない。この場合は、10月23日（月）にその旨を新潟県、新潟市、新発田市及び聖籠町のホームページに掲載する。

(12) その他

関連する新発田市決定の都市計画の決定及び変更の素案、聖籠町決定の都市計画の変更の素案についても縦覧を行い、公聴会に出席して意見を述べることができる。

4 問合せ先

新潟市中央区新光町4番地1（〒950-8570）
新潟県土木部都市局都市政策課
電話 025-280-5429

新潟都市計画区域区分の変更（新潟県決定）

